

県道下豊浦鷹飼線道路改良工事に伴う
金剛寺遺跡発掘調査報告書Ⅱ

1987. 3

滋賀県教育委員会

財団法人滋賀県文化財保護協会

序

滋賀県教育委員会では活力のある県民社会、生きがいのある生活を築くための一つとして、文化環境づくりにとりくんでいます。そうした中で文化財の保存と活用を図る施策のうち、開発に伴う埋蔵文化財の保護も重要な課題となっております。

先人の遺してくれた文化財は、現代を生きる我々のみならず子々孫々に至る貴重な宝もあります。このような大切な文化遺産を破壊することなく、後世に引き継いでいくためには、広く県民の方々の文化財に対する深いご理解とご協力を得なければなりません。

ここに県道下豊浦鷹飼線道路改良工事に伴う事前発掘調査の成果を取りまとめたので、ご高覧のうえ今後の埋蔵文化財保護のご理解に役立てていただければ幸いです。

最後に、発掘調査の円滑な実施にご理解とご協力を頂きました、地元の方々並びに関係機関に対して厚く感謝の意を表します。

昭和62年3月

滋賀県教育委員会

教育長 飯山 志農夫

例　　言

1. 本書は、県道下豊浦鷹飼線道路改良工事に伴う近江八幡市金剛寺町所在金剛寺遺跡の発掘調査報告書で、昭和61年度に発掘調査し、整理したものである。
2. 本調査は、滋賀県八日市土木事務所長の依頼により、滋賀県教育委員会を調査主体とし、財団法人滋賀県文化財保護協会を調査機関として実施した。
3. 発掘調査にあたっては近江八幡市教育委員会の協力を得た。
4. 本書で使用した方位は磁針方位に基づき、高さについては東京湾の平均海面を基準としている。
5. 本事業の事務局は次の通りである。

滋賀県教育委員会 文化部 文化財保護課

課長	服部 正
課長補佐	田口宇一郎
埋蔵文化財係長	林 博通
埋蔵文化財係主任技師	用田政晴
管理係主任主事	山本徳樹

財団法人 滋賀県文化財保護協会

理事長	南 光雄
事務局長	中島良一
埋蔵文化財課長	近藤 滋
同課調査二係長	人橋信弥
同課調査二係技師	清水 尚
総務課長	山下 弘
総務課主事	西田弘之

6. 本書の執筆および編集は清水 尚が担当し、斎藤博史（現蒲生町教育委員会）、林敦子が補佐した。
7. 出土遺物や写真・図面については滋賀県教育委員会で保管している。

目 次

序 文

例 言

1. はじめに.....	1
2. 位置と歴史.....	1
3. 調査の経過.....	3
4. 調査の結果.....	3
a. 層 位.....	3
b. 遺 構.....	3
c. 遺 物.....	8
5. 結 語.....	11
6. おわりに.....	16

図版目次

図版1. (上)第1トレンチ全景 (北東より)

(下)第2トレンチ全景 (南西より)

図版2. (上)第2トレンチ全景 (北東より)

(下)第2トレンチ柱列 (北東より)

図版3. (上)第3トレンチ全景 (北東より)

(下)第3トレンチ全景 (南西より)

図版4. (上)第3トレンチSK2

(下)第3トレンチSK4

図版5. (上)第3トレンチSE1

(下)第3トレンチSE1土器出土状況

図版6. (上)第3トレンチSE1竹管、木板出土状況

(下)調査終了後状況 (北東より)

挿図目次

第1図 周辺遺跡分布と調査位置	2
第2図 トレンチ配置図	5~6
第3図 トレンチ平面図および断面図	5~6
第4図 トレンチ断面柱状図	7
第5図 SK2・SK4・SE1 平面図および断面図	7
第6図 出土遺物実測図	9
第7図 金剛寺遺跡における既調査成果略図	13

1. はじめに

県道下豊浦鷹飼線は、大津市と彦根市を結ぶ主要ルートである国道8号線および主要地方道大津能登川長浜線の近江八幡市内における間道にあたり、その交通量は多い。また調査対象となる金剛寺町区間は、県立近江八幡工業高校、市立金田小学校、その他幼稚園等の通学路でもあり、道路拡幅および歩道設置が急務となっている。この社会的要請により、県の委託をうけて昭和60年度から2期にわけて調査を実施した。本調査は、昨年度の現道南側の調査に続いて行なわれた北側部分の調査である。

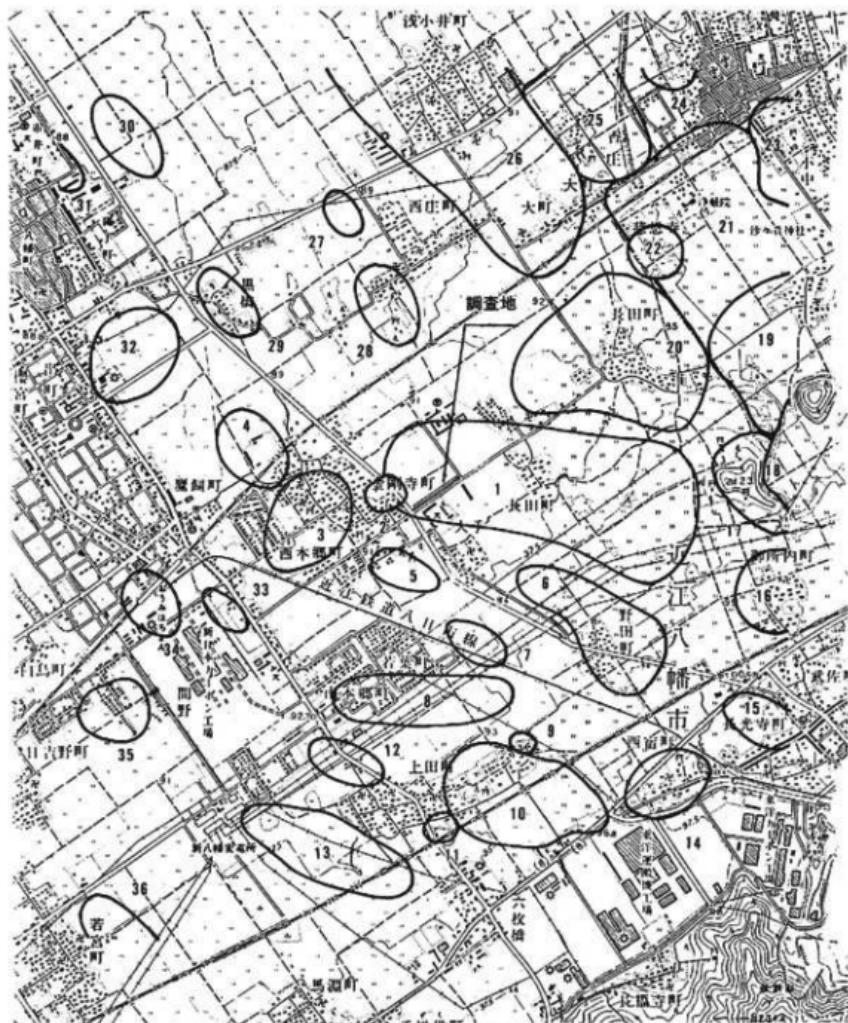
2. 位置と歴史

金剛寺遺跡は近江八幡市金剛寺町地先に所在し、蛇砂川等によって形成された標高約91～93mの冲積地に立地する。当遺跡周辺における生活の黎明は鷹飼遺跡や森ノ前遺跡等に営まれた弥生時代集落跡に求められ、現在のところ縄文時代まで遡る資料は判然としない。古墳時代にはいると北方の高木遺跡や現在の市役所周辺で生活の痕跡が知られ、七ツ塚古墳、長塚古墳等が造営されている。

7世紀後半にはいると、大化改新による国家統一の波はこの地にも例外なく押し寄せ、当地域は国郡里（郷）制の下、近江国蒲生郡の行政組織下にはいった。靈龜元年（715）の里から郷への改称以後、「和名抄」に見る篠箭郷、篠田郷が当地付近に設置されたが、明確な位置等は把握されていない。

律令期の土地支配形態である班田収授の解体がはじまる平安時代には、県内各所に荘園が形成された。「近江輿地志略」には金田荘なる荘園名が見られ、当地付近の可能性が指摘されるが現在のところ不分明の城を越えない。史料の中に明確に知り得る周辺荘園名は、平安時代に形成された延暦寺領佐佐木庄、市庄、南北朝以降と考えられる西庄、馬淵庄等がある。

当遺跡東方に隣接する金剛寺城は、佐々木六角氏二代頼綱が晩年に設けた金田別館がその前身とされる。文和六年（1346年）には町名の由来ともいわれる金剛寺が、佐々木六角氏五代氏頼の手によって館周辺に建立された。いずれも織田信長の國家統一への強大な力の前に滅び去った佐々木六角氏の命運とともに衰微していったのであろう。城の中心は現在の金剛寺町集落下と考えられている。



第1図 周辺遺跡分布および調査位置

- | | | | |
|-----------|-------------|------------|-----------|
| 1. 金剛寺遺跡 | 10. 柿木原遺跡 | 19. 中畜城寺遺跡 | 28. 八甲遺跡 |
| 2. 金剛寺城跡 | 11. 上田遺跡 | 20. 後川遺跡 | 29. 黑櫻遺跡 |
| 3. 九里氏館遺跡 | 12. 寒寒遺跡 | 21. 森ノ前遺跡 | 30. 塚町南遺跡 |
| 4. 里ノ内遺跡 | 13. 川ノ口遺跡 | 22. 堀上遺跡 | 31. 正天遺跡 |
| 5. 宮ノ後遺跡 | 14. 県史跡後藤館跡 | 23. 赤尾遺跡 | 32. 出町遺跡 |
| 6. 大手前遺跡 | 15. 上下塚跡 | 24. 南田遺跡 | 33. 金瀬遺跡 |
| 7. 西濱道遺跡 | 16. 倭所内古墳 | 25. 北田遺跡 | 34. 三明遺跡 |
| 8. 墓ノ町遺跡 | 17. 出雲山古墳 | 26. 高木遺跡 | 35. 間野遺跡 |
| 9. 久鄭屋敷跡 | 18. | 27. 永明寺遺跡 | 36. 赤塚遺跡 |

3. 調査の経過

調査地は非常に幅が狭く、両側は現道と田植え直後の水を張った水田であるため、排土置場、水田の用水差し込み、通行時の危険防止に細心の注意を払い、トレンチ範囲は両側とも若干の余裕を残して最少限に止め安全確保に努めた。また調査終了後は、八日市土木事務所の指示に従い埋め戻しを行なった。

4. 調査の結果

a. 層位

第1トレンチより第4トレンチまで平均的に観察される層位は、第1層・耕土、第2層・暗黄褐色粘質土(床土)、第3層・黄褐色土で、第1層より第3層上面まで約0.2~0.3mを測る。遺構は全て第3層上面で形成されており、いわゆる遺物包含層は観察されなかった。第2トレンチ端部に見られる黒色粘土を埋土とする落ち込みは現代の攪乱坑で、最深部よりポリ袋等が検出されている。遺構の基本的な埋土は暗茶褐色土で、遺構検出面は平均標高約92mのほぼ平坦地をなす。

b. 遺構

検出した遺構は、柱列、井戸、土壙、溝、ピット等である。

(1) 柱列

S A 1 第2トレンチの南西側で4ピットを検出した。いずれも径約0.2~0.3m、深さ約0.2m程度のピットで、柱間は約2.2mを測る。N-72度-Eの方向をとる。北側へ建物として拡がる可能性がある。

S A 2 第3トレンチ南西端に位置し、3ピットを検出した。いずれも径約0.2~0.3m、深さ約0.2m程度のピットで、柱間距離は約1.8mを測る。南側に存在する2ピットを含めて建物を構成する可能性を有するが、柱筋が不揃いで構築物とするには無理がある。N-81度-Wの方向をとる。

S A 3 第3トレンチS A 2の北側に隣接し、3ピットを検出した、いずれも若干隅丸長方形をなすピットで、長辺約0.4m、短辺約0.2mを測る。深さは約0.2m、柱間距離は約1.8mで、N-65度-Wの方向をとる。

S A 4 第3トレンチ北東側に位置し、5ピットを検出した。いずれも約0.2~0.3m、深さ約0.2mの円形ピットで、柱間は約2.1mを測る。検出された柱列の中で最も

整つたものであり、S E 1等に伴う柵列となる可能性を有する。N-80度-Eの方向をとる。

(2) 井戸

S E 1 第3トレンチの中央にほぼ東西方向に並ぶ土壙群の北東端に位置する。やや不整形な隅丸方形で、一辺約1mを測る。深さは約1mで、僅かに斜面方向に掘り込まれている。埋土は上層—暗茶褐色土、下層—暗灰色粘土に2大別され、底部は礫面をなす。底部付近で、井戸中央に縦方向に置かれた径約3cmの竹管がかなり腐食しながらも約10cm程検出された。これは井戸を埋める際の儀式とされるものである。その他井戸底部からは木板小片、土師質皿等が出土している。

(3) 土壙

S K 1 第1トレンチの中央に位置する。径約0.7m、深さ約0.4mのほぼ円形をなす。土師質皿片が出土している。

S K 2 第3トレンチの中央に並ぶ土壙群の南西端に位置する。径約0.7m、深さ約0.7mの整った円形で、井戸となる可能性を残している。埋土は第1層—暗茶褐色土、第2層—暗灰色砂質土、第3層—暗灰色砂質粘土に分層される。上部は不整形な浅い落ち込みがある。土師質皿片が出土している。

S K 3 第3トレンチ S K 2の北東に隣接する。不整形な長形で、長辺約1.3m、短辺約0.7mを測る。深さは最深部で約0.5m。埋土は暗茶褐色土の单一埋土。形状より3ビットが重複している可能性がある。

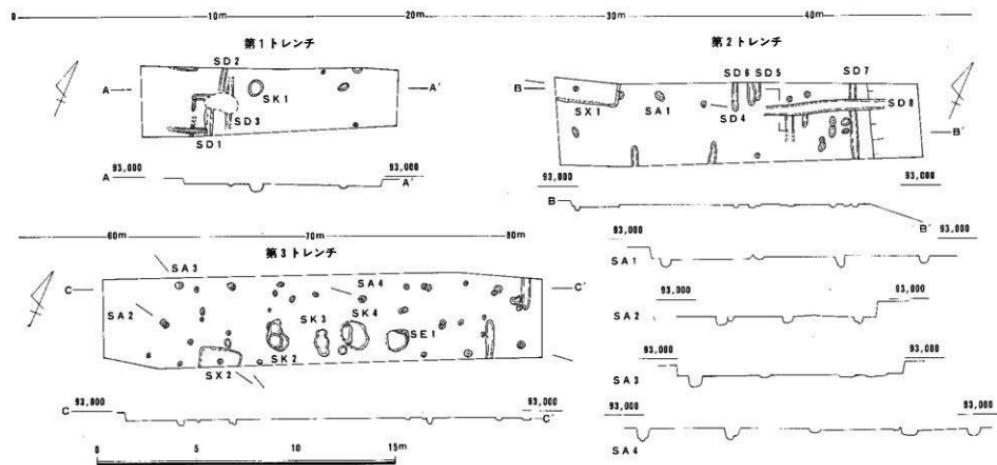
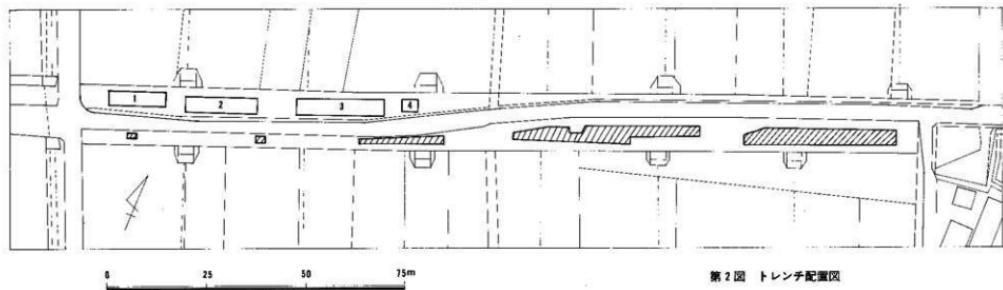
S K 4 第3トレンチ S K 3と S E 1の間に位置する。径約1.3mのほぼ隅丸方形をなし、最深部で約0.8mを測る。埋土は第1層—暗茶褐色土、第2層—暗灰色砂質粘土、第3層—暗灰色粘土、第4層—灰色砂質土に分層される。井戸となる可能性を有する。土師質皿片が出土している。

(4) 溝

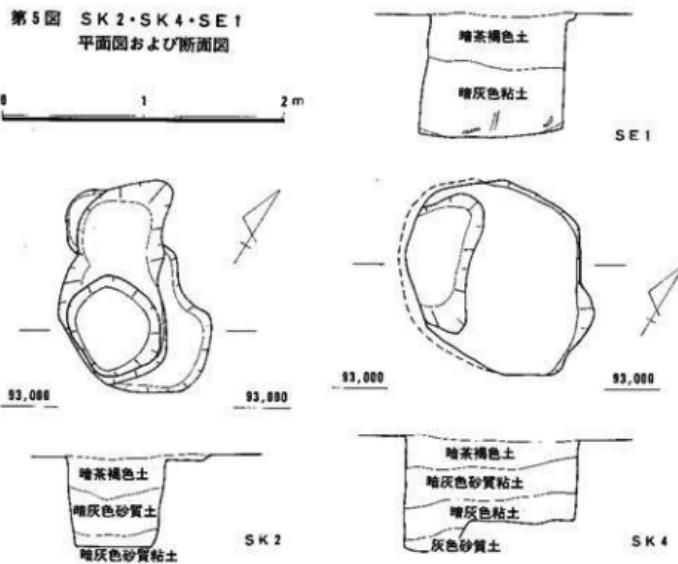
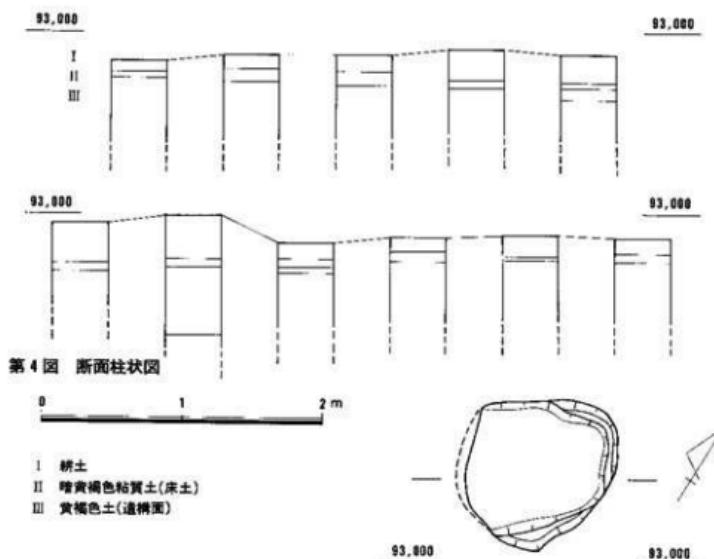
S D 1 第1トレンチの南西に位置する幅約0.4m、深さ約0.25mの南北溝。N-22度-Wの方向をとる。土師質皿片を出土した。

S D 2 S D 1の北側に位置する。幅約0.3m、深さ約0.2mの南北溝。S D 1とほぼ同一方向をとる。

S D 3 S D 1の北東に位置し、中央部を現代の擾乱坑によって欠く。幅約0.3



第3図 トレンチ平面図および断面図



m、深さ約0.4m。S D 1とほぼ同一方向をとる。

S D 4 第2トレンチ中央北側に位置する幅約0.3m、深さ約0.1mを測る南北溝。N—28度—Wの方向をとる。土師質皿片を出土した。

S D 5 S D 4の北東に隣接する。S D 6に重複し、時期的に先行する。幅約0.3m、深さ約0.15mを測る南北溝。S D 5と同一方向をとる。

S D 6 S D 5の南西に重複する幅約0.3m、深さ約0.2mの南北溝。S D 5とほぼ同一方向をとる。

S D 7 第2トレンチの北東端に位置する幅0.3m、深さ約0.15mの南北溝。S D 4と重複し、時期的に先行する。N—28度—Wの方向をとる。

S D 8 第2トレンチの北東に位置し、S D 7に直交する東西溝。幅約0.5m、深さ約0.05mを測る。埋土は他と異なる暗灰色土で、底部には木皮が敷かれていた。近世溝か。N—61度—Eの方向をとる。

(5) その他

S X 1 第2トレンチの南西端に位置する堅穴住居状の落ち込み。全形状は把握し得ないが、一辺約4mを超すもので、深さは約0.1mを測る。埋土には縄文土器1点が混入していた。

S X 2 第3トレンチの南西に位置する。S X 1同様の深さ約0.1mを測る落ち込み。一辺は約2mを超えるものではないと考えられる。土師質皿片を出土した。

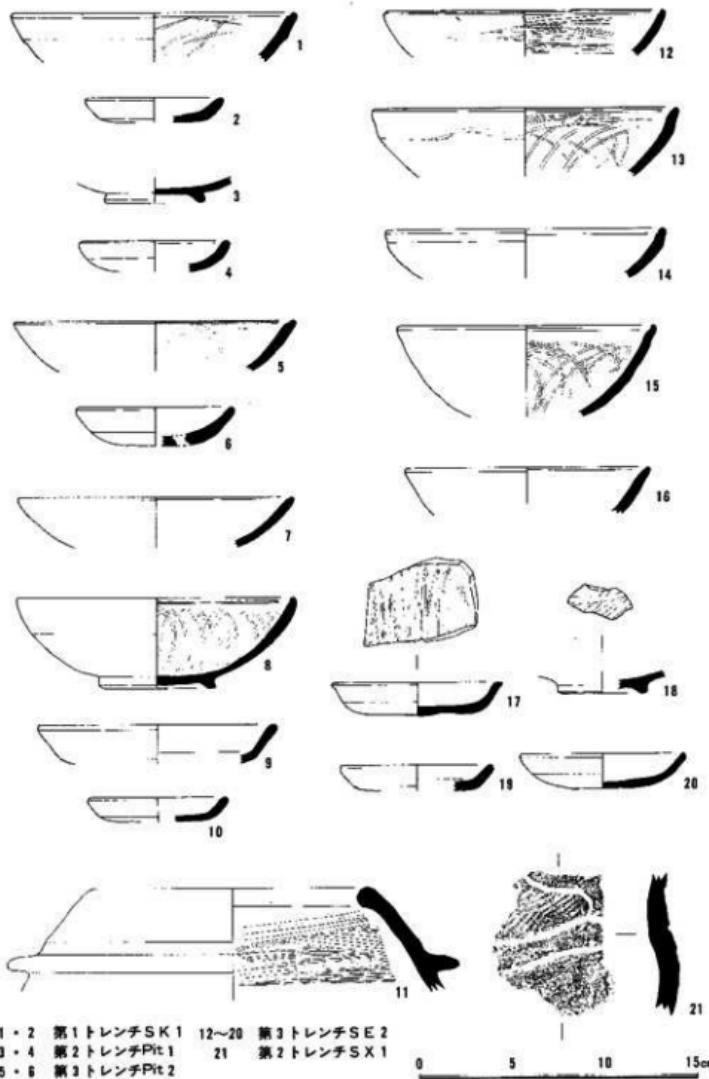
ピット群 本調査では柱列以外に構築物を想定させるピットの並びは把握し得なかった。ピットからは土師質皿、黒色土器の小片が多く出土しているが実測図化できるものは多くない。Pit 1、2からは比較的良好な残存状況にある遺物が出土している。

第4トレンチ 第4トレンチは調査面積も狭く、明確に遺構を把握するには到らなかった。

c. 遺 物

出土遺物はその大半を土師質皿および黒色土器が占める。小片検出が多く、明らかに実測図化し得るもののみ掲出した。

(1)は第1トレンチS K 1出土の黒色土器碗で、復元径約14.8cmを測る。所謂内黒で、内面のヘラミガキはかなり退化している。最近の中世上器に関する編年研究は目覚しく、滋賀県も例外ではない。どの編年試案を利用するか「羊の嘆に暮れる



- 1・2 第1トレンチSK1 12~20 第3トレンチSE2
 3・4 第2トレンチPit1 21 第2トレンチSX1
 5・6 第3トレンチPit2
 7 第3トレンチPit3
 8・9 第3トレンチSK2
 10・11 第3トレンチSK3

第6図 出土遺物実測図

が、(1)タイプの黒色土器については大凡12世紀～13世紀前半に編年され、異論は知見し得ない。

(2)は(1)同様SK1出土の土師質小皿である。復元口径約7.2cm、器高約1.3cm。この土師質小皿についてもほぼ12～13世紀前半の編年的位置を得る。

(3)は第2トレンチPit1出土の黒色土器碗の底部で、復元口径約5cmを測る。全体に磨滅が激しく調整等は不明瞭である。

(4)は(3)と同様Pit1出土の土師質小皿で、復元口径約7.8cmを測る。(2)とほぼ同時期であろう。

(5)は第3トレンチPit2出土の黒色土器碗で、復元口径約15cmを測る。内黒で、外側は磨滅している。

(6)は(5)と同じPit2出土の土師質小皿で、復元口径約8.1cm、器高2.1を測る。底部に円孔を穿つ。同様の皿は新旭町正伝寺南遺跡⁽¹⁾出土の土師質小皿に見ることができる。両者とも煤等の付着ではなく、燈明皿以外の機能を考慮しなければならない。

(7)は第3トレンチPit3出土の黒色土器碗で、復元口径約14.6cmを測る。全体に磨滅する。

(8)は第3トレンチSK2出土の黒色土器碗で、復元口径約14.9cm、器高約4.9cmを測る。内黒で、内面にミガキのループが良好に残る。12世紀代の編年が考えられる。

(9)は(8)と同様SK3出土の土師質皿である。復元口径約12.6cmを測る。

(10)は第3トレンチSK3出土の土師質小皿で、復元口径約7.2cmを測る。

(11)は第3トレンチSK3出土の羽釜で、復元口径約14.8cmを測る。内面底部はハケ調整する。

(12)～(20)は第3トレンチSE1出土遺物である。SE1は二大別された埋土のいずれからも同一形態の土師質皿や黒色土器を多量に出土している。

(12)は黒色土器碗で、復元口径約14.8cmを測る。両黒の黒色土器碗は1点のみの出土で、(10)の皿と同一層から検出された。横方向のヘラミガキが丁寧に施されている。遺物自体の編年から時期を把えると11世紀後半まで遡ることにならうが、11世紀代の遺物が12世紀代まで残存し、12世紀代の遺物と共に廃棄されることは何ら疑問の対象ではない。11世紀の遺物が11世紀代に廃棄されなければならないという必然性は何処にも存在しない。

(13)は黒色土器碗で、復元口径約16.2cmを測る。内黒。

- (14)は黒色土器碗で、復元口径約14.8cmを測る。内外面ともに磨滅が激しい。
- (15)は黒色土器碗で、復元口径約13.6cmを測る。他に比して若干法量が小さくなる。内面のミガキは良好に残存しているが、外面は鉄分が付着し、調整等は判然しない。
- (16)は黒色土器碗で、復元口径約13cmを測る。全体に磨滅している。
- (17)は瓦器の皿である。復元口径約8.8cm、器高1.8cmを測る。非常に丁寧にミガキ調整しており、胎土も緻密である。
- (18)は黒色土器皿の底部である。復元底径約4.4cmを測る。
- (19)は土師質小皿で、復元口径約8cmを測る。
- (20)は土師質小皿で、復元口径約9cmを測る。(19)同様、12世紀から13世紀前半代に比定されるものであろう。
- (21)は第2トレントS X 1出土の縄文土器である。晩期か。当地は縄文期に関する資料が少ないことが指摘されており、今後の当地における縄文期解明の1つの資料となり得るだろう。

5. 結語

本調査は道路拡幅部という性格上トレント幅が狭く、その調査結果だけをえて当該期における集落景観を描き出すことは困難である。ここでは本調査による成果を中心に、周辺の既調査の成果を加味しながら、金剛寺遺跡の営まれた背景の素描を試みる。

(a) 遺構の在り方と時期

本調査ではいわゆる遺物包含層は観察されず、出土遺物の大半が遺構埋土内から検出されている。いずれも現在の一般的な編年案に対照すれば、12世紀代から13世紀前半の年代観を得ることができる。僅かに10世紀後半から11世紀代に比定される遺物をS E 1の埋土中に見い出しが、同一埋土内出土遺物の大半が前者で占められるという出土状況を踏まえれば遺構全体の相対的年代観に何ら影響を及ぼすものではない。

第1・第2トレントに多く検出された溝は近世遺構と考えられる一部を除き、全てがN-30度前後-Wの方向をとっている。これは蒲生郡統一条里とほぼ一致するものである。しかし柱列の方向は若干無秩序で、建物柱列の一部と想定し直交する

ラインの方向を把えてもN—10度前後—Wであり、条里地割に規制されない家地の存在が暗示される。この柱列に関しては狭小の調査区における平面的視野からの抽出であり、柱列としての把握に対する疑問は禁じえない。

第3トレンチにおけるSE1を含めた土壤群はいずれも井戸として把握される可能性がある。SE1以外、その積極的資料を見い出しえないが、廃棄土壤等の痕跡はなく、現在の湧水も井戸としての機能を充足するものであり、強ち否定的に把える必要もないだろう。更には、いずれも素堀り形態であることや一ヶ所に連続して掘削されている事実からは、この井戸地を共有する民人の姿が彷彿とする。

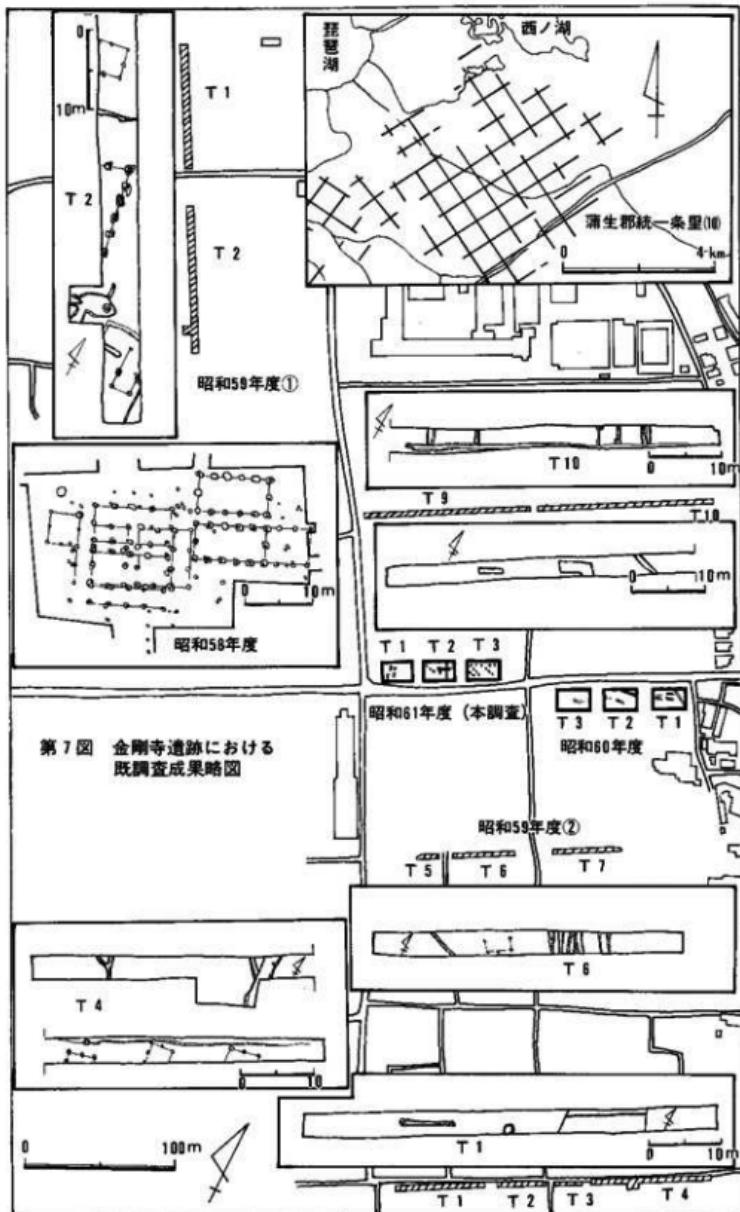
(b) 周辺の既調査成果

昭和58年度⁽²⁾

本調査区の北西方向に隣接する調査地である。県営かんがい排水事業に伴う発掘調査で、8棟の掘立柱建物が検出されている。この8棟の建物の方位については明らかでないが、いずれも同一方向に建てられており、大略3期に分類される。I期—SB01(東面廄3間×3間)・SB02(2間×3間)、II期—SB03(南面廄3間×3間)・SB04(2間×5間)・SB05(2間×5間)、III期—SB06(2間×5間)・SB07(2間×3間)・SB08(2間×2間か)。この建物群の時期は、灰釉陶器、黒色土器の形態や富寿神宝等の古銭の存在より9世紀末頃より10世紀後半にかけての年代観が与えられ、その性格については「掘方規模が時期を反映した結果とも考えられるが、比較的大きいこと、周辺部にこれに勝る建物および建物群が確認できなかったことなどから、あるいは荘官舍的なものか、有力農民の屋敷跡」等が考慮されている。

昭和59年度①⁽³⁾

昭和58年度かんがい排水事業に伴う調査地の北側に隣接し、前年度より継続して調査が行なわれた。その結果、3棟の掘立柱建物をはじめ土壇、溝等が検出され、更に北方の試掘調査で遺構が検出されなかつことを踏まえて、金剛寺遺跡の北限を当調査地の北端に想定している。3棟の掘立柱建物はいずれもN—10度前後—Wの方向を示し、建物に付随すると思われる同一方向の溝数条が確認される。またN—60度前後—Eの方向をとる数条の溝が検出されており、蒲生郡統一条里地割における条の方向にほぼ一致をみる。遺構の時期は、水口町春日山の神古窯、峰道古窯等において生産されたと考えられるいわゆる近江産の綠釉陶器、折戸53号窯式のう



第7図 金剛寺遺跡における既調査成果略図

ちにおさまるものと考えられる灰釉陶器等の年代観より9世紀末頃～10世紀後半にかけての時期と把えられており、前年度調査によって明らかにされた莊官舎等の性格を想定される堀立柱建物群との強い関連性が導かれている。

昭和59年度②⁽⁴⁾

本調査区の南北に広がる水田の県営ほ場整備事業に伴う発掘調査である。調査の結果、本調査地南側（トレンチ1～8）では、堀立柱建物4棟、井戸1基、土壙、溝等、北側では、井戸2基、溝等が検出された。堀立柱建物のうち4トレンチの3棟がN-10度前後-Wの方向を示し、6トレンチの1棟がN-42度-Wの方向をとっている。溝はほぼN-30度前後-W、若しくはN-60度前後-Eの方向にあり、条里地割ラインと一致をみる。遺構の年代考定は柱穴等からの出土遺物が観察されておらず困難であるが、建物周辺の同一方向をとる溝からは、奈良時代前期に位置づけられる須恵器が出土しており、3棟の建物も同時期に存在していたものと考えられる。また北側で検出された2基の井戸は、内黒の黒色土器等から平安時代後期に時期的に位置づけられ、周辺既調査において明らかにされた平安前期の建物群と一連の遺構として把えられている。

昭和60年度⁽⁵⁾

本調査の一次調査に当り、道路の南側拡幅部分の発掘調査である。調査の結果、建物等については検出されなかつたが、条里制との関連を伺い得る溝遺構が確認されている。中でもSD1、2は「N-64～65度-Eの方向にあって、ほぼ並行しており、かつ境界に当る部分にあって条里の方向と並行」し、更には両溝間には同時代の遺構が分布しないことから「里道の側溝と考えることも可能」という想定がなされている。また両溝に先行するSD4の方向が東西方向にあり、条里施行前の古地割の存在を推定している。つまり、「当該地附近には、条里施行前の南北地割をもつ古地割があり、平安時代末頃に条里が開削され条里水田が開発されたが、検出した溝跡は室町時代後期に埋没しており、あるいはこの頃に条里水田の再開発のあった」という当該地開発の変遷を考定している。

(c) 金剛寺遺跡における土地支配形態の変遷

これまでに本調査および既調査の成果によって蒲生郡統一条里地割と遺構方位の関連が明らかにされた。当遺跡内において建物や柱列等の構築物が出現するのは、59年度②の2棟の建物（奈良時代前期か）をその初現とする。いずれもN-10度前

後—Wの方向にあり、10世紀代の主要建物群の方位が判然としないものの12世紀代の柱列に強く連関する。一方溝は、一部建物と同一方向を示す他、いずれもN—30度前後—W、若しくはN—60度前後—Eの方向をとっており、蒲生郡統一条里の方向にほぼ一致をみる。建物初現の時期は考定するのが難しく、今後の検討次第によっては12世紀代まで下る可能性を残すものである。また同時期における建物と溝の方向の差異を説明する材料は無であり、後に大きな課題を見送ることになった。

では統一条里施行の時期は何処に求められるだろう。

近江において知見し得る最も古い時期の土地表示の一つに「天平勝宝三年(751年)近江國水沼村墾田地圖⁽¹⁾」の例がある。水沼は現在の多賀町近辺に比定されており、この記事より8世紀中葉には近江国も条里施行の対照となっていたことが窺知される。しかし、金剛寺遺跡周辺が、八日市市から近江八幡市東端部に至るまで広がっていた蒲生野の附近に当り、灌漑が難しい地域であったことや日本紀略に見る「延暦廿二年閏十月戊申朔遣^ニ參議左兵衛督兼造東大寺長官紀朝臣勝長於近江國蒲生野造^ニ行宮^ニ云々」なる記事⁽²⁾からも8世紀末段階では今だ条里施行はなされていなかった可能性が強い。9世紀代に入ると、平安期の比較的安定した治世の中で律令体制は浸透し、近江のかなりの地域で条里の施行があったと考えられ、当地域も例外ではなかっただろう。9世紀後半から10世紀代に比定される溝の多くが条里地割と同一方向をとる事実からも9世紀の比較的早い段階で条里プランが成立していたことが想定される。

11世紀は律令体制による土地支配形態から所謂荘園土地支配形態への変革期にある。既に8世紀段階で成立していた墾田地系荘園をはじめ律令期土地支配形態は11世紀代に入ると大きく揺ぎ、「初期荘園は平安中期に至るまでその過半が退転した」とする村井康彦氏の指摘⁽³⁾や、「中世社会成立期（11世紀～12世紀）の農村は想像を絶するほど荒涼たる景観を呈していた」とする小山靖憲氏の指摘⁽⁴⁾等にその一端が窺われる。これは出土遺物の一般的な編年観からも推測され、10世紀後半までにおさまるとされる一群と11世紀末からとされる一群が存在し、11世紀代が空白となってしまうのである。これは消費地の社会的状況によって遺物編年が大きく左右される可能性を暗示する。当該地においても11世紀代の遺物は現在のところ知見不得ず、10世紀後半までの律令体制等による安定期には消費能力も安定し、各地の土器の流通が見られたが、11世紀代の不安定期に入ると田畠の荒廃から消費能力が低

下したため流通が停止し、再び流通が開始されるのは、12世紀代の寄進地系莊園等による土地支配定期に求められるのである。

当地は12世紀代に入っても建物方位、溝方位とも10世紀代を踏襲しており、莊園による再開発が行なわれたにせよ条里プランをこえる規模のものではなかった様である。

この条里プランは現在もなお残されており、人と土地との戦いの歴史を今に伝えている。

6. おわりに

本調査及び周辺既調査の成果から金剛寺遺跡の全体像へのアプローチを試みたが、あまりの大きな対象にその僅かな部分にのみ触れたに止った。本調査は当地における開発の歴史を探る重要な一資料を与えてくれた。この資料が今後調査される周辺調査地資料とともに当地における貴重な歴史資料として生かされてゆく様期待したい。

註

- (1)清水 尚 「高島バイパス発掘調査概要 5」(滋賀県教育委員会・助滋賀県文化財保護協会1985)
- (2)近藤 滋 「滋賀文化財だより No86」(滋賀県教育委員会・助滋賀県文化財保護協会1984)
- (3)田路正幸 「県営かんがい排水事業関連発掘調査報告書II-1」(滋賀県教育委員会・助滋賀県文化財保護協会1985)
- (4)田路正幸 「ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XII-3」(滋賀県教育委員会・助滋賀県文化財保護協会1985)
- (5)植田文雄 「金剛寺遺跡発掘調査報告書 I」(滋賀県教育委員会・助滋賀県文化財保護協会1985)
- (6)『大日本古文書(編年)』六 五九三頁
- (7)『近江輿地志略(全)』卷之六十三 七四三頁
- (8)村井康彦 「古代国家解体過程の研究」昭和40年
- (9)金田章裕 「条里と村落の歴史地理的研究」昭和60年 二四頁
- (10)畠中誠治他 「滋賀県地名大辞典」資料編 P1214 昭和54年 角川書店

図 版



第1トレンチ全景（北東より）



第2トレンチ全景（南西より）



第2トレンチ全景（北東より）



第2トレンチ 柱列（北東より）



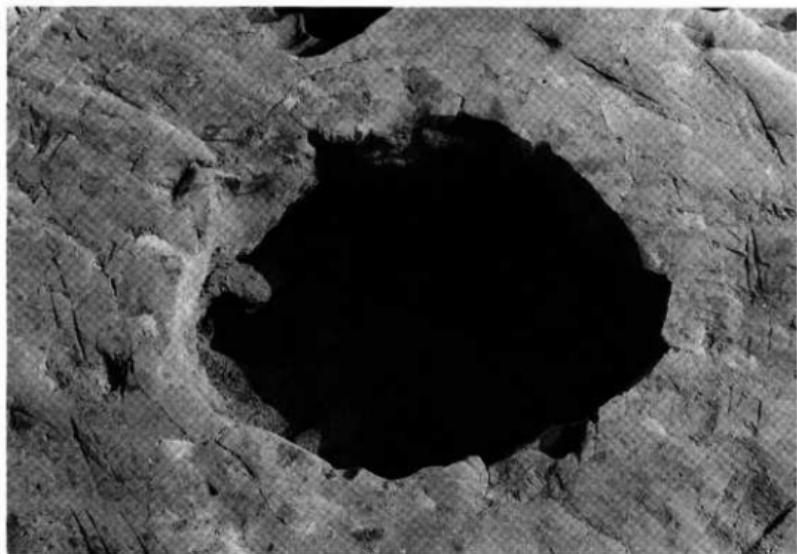
第3トレンチ全景（北東より）



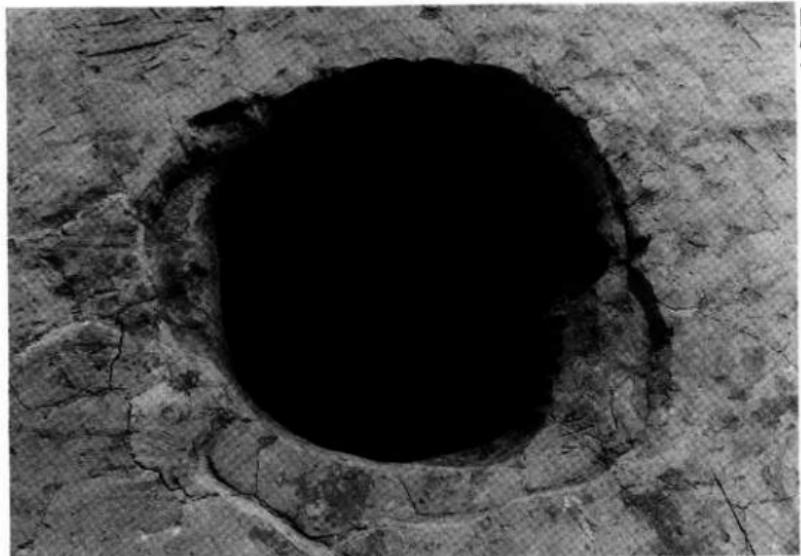
第3トレンチ全景（南西より）



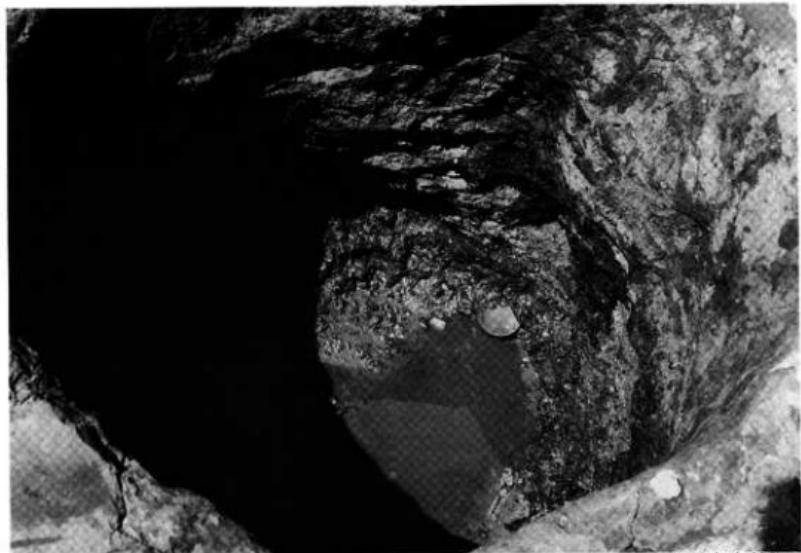
第3トレンチ SK2



第3トレンチ SK4



第3トレンチ S E 1



第3トレンチ S E 1 土器出土状況



第3トレンチSE1竹管・木板出土状況



調査終了後埋めもどし状況（北東より）

昭和62年3月

県道下豊浦慶銅線道路改良工事に伴う
金剛寺遺跡発掘調査報告書II

編集・発行 滋賀県教育委員会文化部文化財保護課
大津市京都町四丁目1番1号
TEL(0775)24-1121

財団法人 滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732-2
TEL(0775)48-9780+9781

印刷・製本 宮川印刷株式会社
大津市富士見台3番18号